

Ⅲ 地方分権を支える偏在度の小さい地方税体系の構築

H19.5.25(金)
経済財政諮問会議
菅議員提出資料
(抜粋)

地方税を充実し、偏在度の小さい地方税体系を構築する

本年秋以降の消費税を含む税体系の抜本的改革や地方分権改革を通じ、

➤国と地方の歳出比(4:6)を踏まえ、税源移譲を含む税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実

➤地域間の偏りが最も小さい地方の基幹税である地方消費税の充実などにより、できる限り偏在度の小さい地方税体系を構築

➤地方消費税の充実とあわせ、法人課税の国・地方の配分のあり方の見直しなどにより、税収の偏在を是正

特に、税収の偏在の是正に早急に取り組む

国・地方の税源配分 (H17年度決算)

国 税(52.3兆円)

60.0%

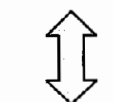
地方税

(34.8兆円)

40.0%

国：地方

6：4



4：6

国の歳出
(純計ベース)
61.2兆円

40.6%

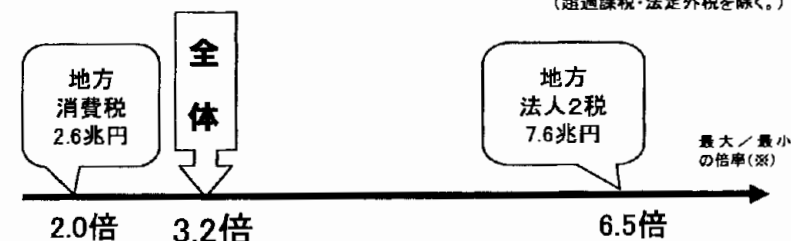
地方交付税
国庫支出金等

地方の歳出
(純計ベース)
89.4兆円

59.4%

人口1人当たり税収額の偏在度 (H17年度決算)

(超過課税・法定外税を除く。)



(※)「最大／最小の倍率」とは、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値。

東京都の税収シェア (H17年度決算)

地方法人二税

26%

地方消費税

14%

地方税計

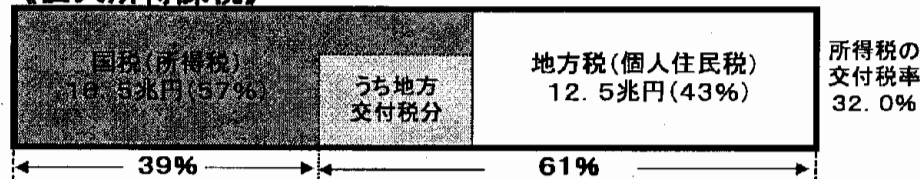
17%

国・地方の税収配分について

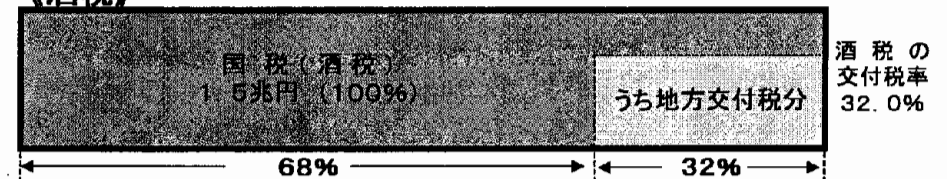
【租税収入合計】

国・税 55.1兆円 (58%)	地方税 40.4兆円 (42%)	
	道府県 18.9兆円	市町村 21.5兆円

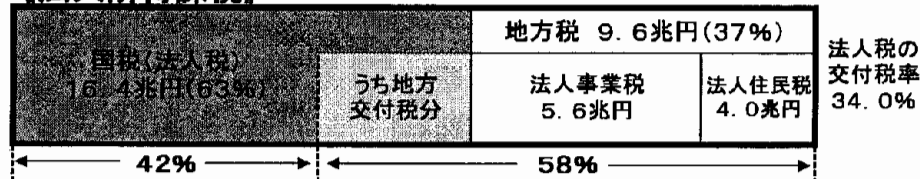
《個人所得課税》



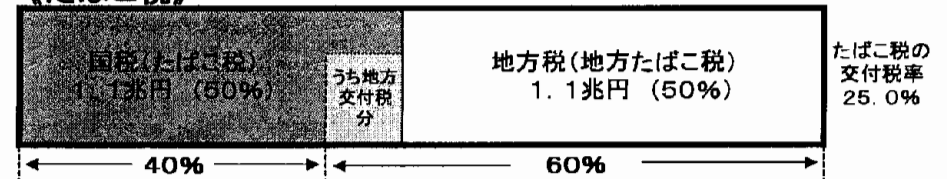
《酒税》



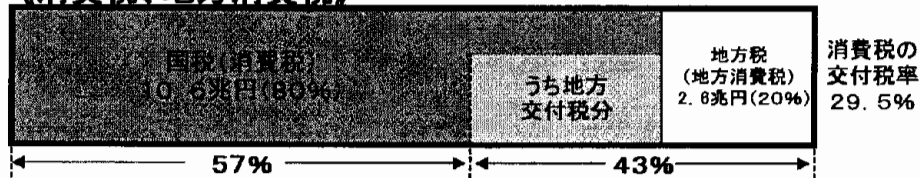
《法人所得課税》



《たばこ税》



《消費税、地方消費税》



【歳出(純計ベース)】

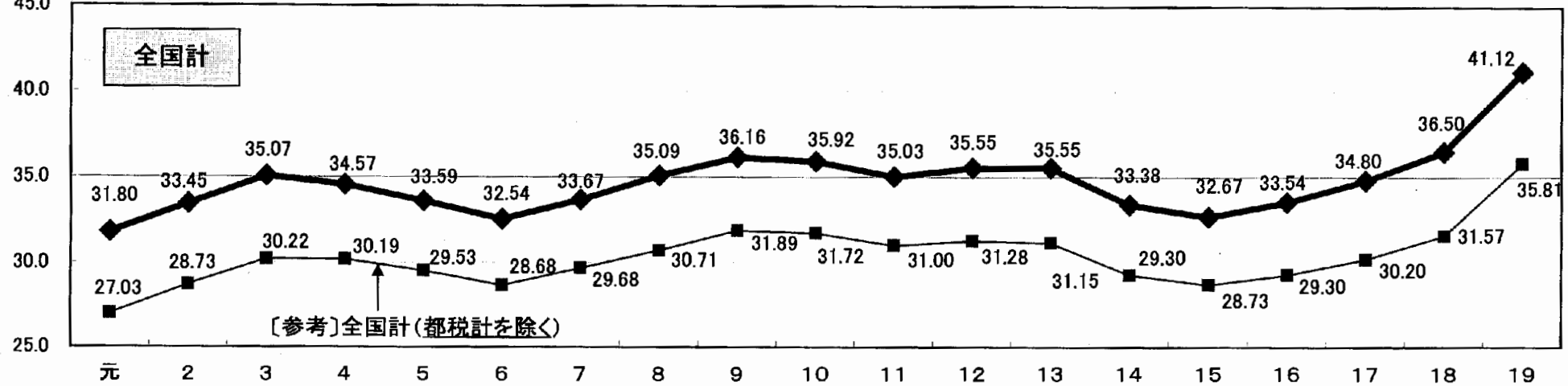
国 61.2兆円 (41%)	地方 89.4兆円 (59%)
-------------------	--------------------

(注1) 国・地方の配分割合は実際の税収額に基づく数値であり、理論上の数値とは異なる場合がある。

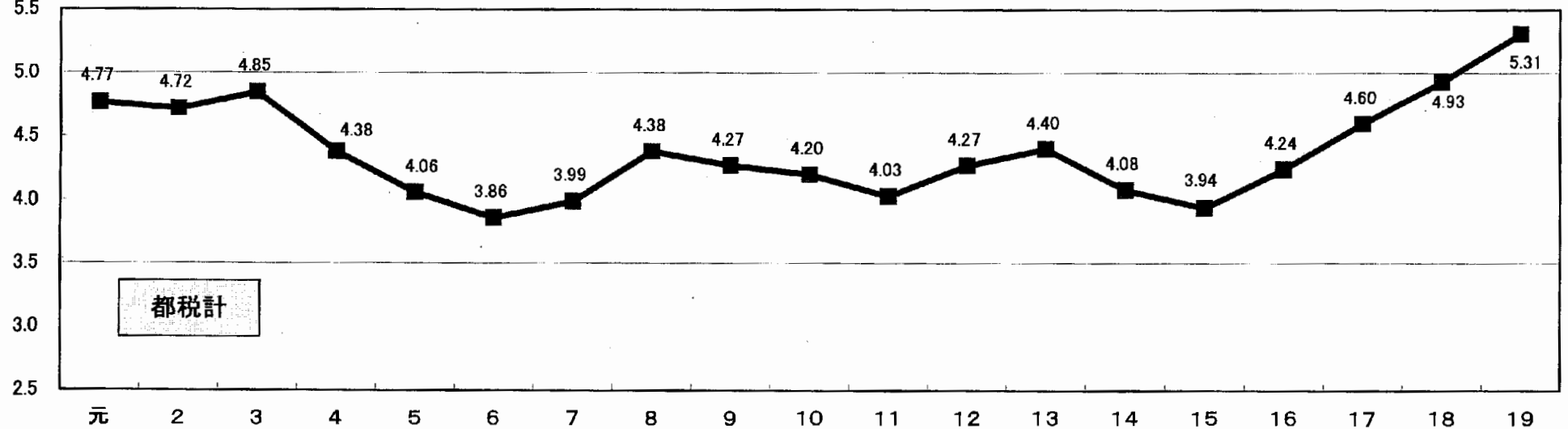
(注2) 数値は平成19年度予算額・地方財政計画額である。なお、歳出については平成17年度決算額である。

地方税収入額の推移

(単位:兆円)



(単位:兆円)

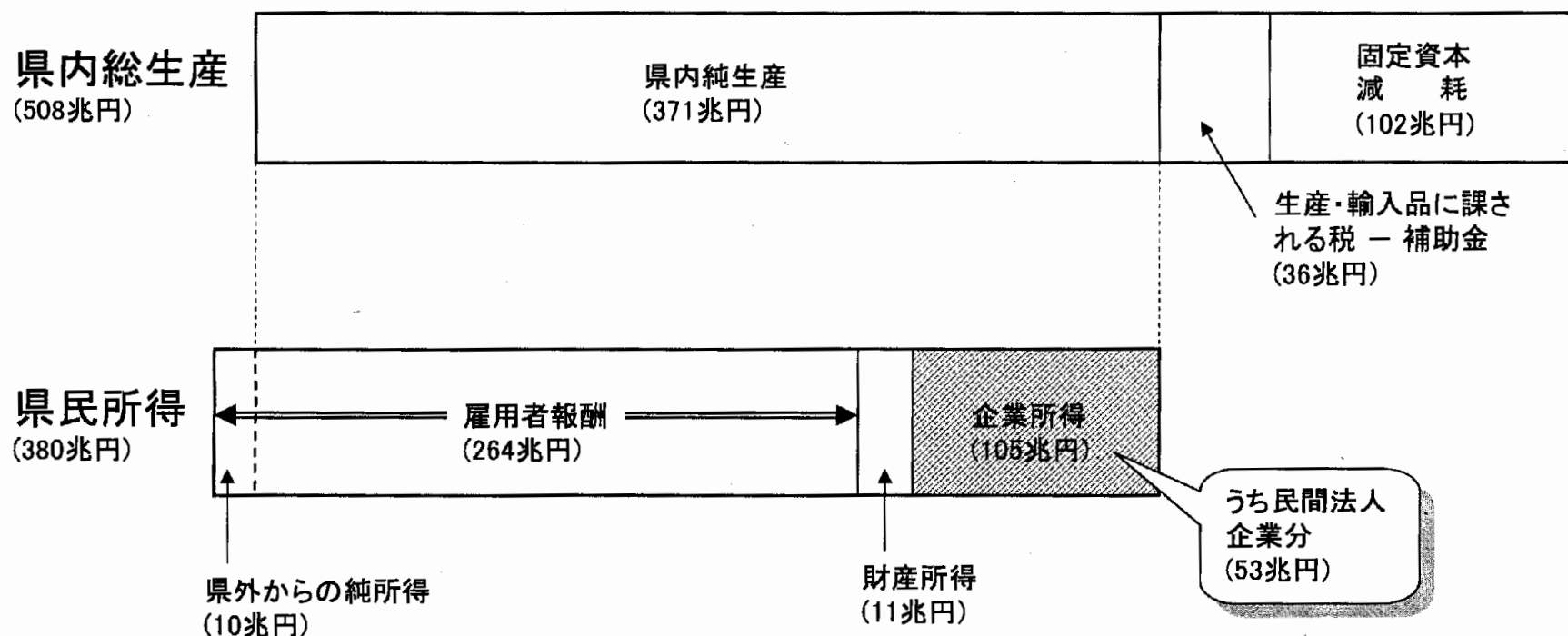


(注1)「全国計」の税収額は、H元～H17年度については決算額であり、H18年度の額は実績見込額(いずれも超過課税及び法定外税を含む)、H19年度の額は地方財政計画額に超過課税及び法定外税の見込額を加えた額である。

(注2)「都税計」の税収額は、H元～17年度の都税収の決算額であり、H18年度は都における決算見込額、H19年度は当初予算額である(いずれも超過課税及び法定外税を含む)。

県内総生産と県民所得の関係(平成16年度)

◎ 県内総生産に占める企業所得(民間法人企業分)の割合は1割程度。



注1 金額は、「平成16年度県民経済計算年報」(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編)による。

注2 県内総生産等の県民経済計算の数値は、各県がそれぞれ「県民経済計算標準方式」(内閣府)に基づき作成したものであるが、その推計方法は必ずしも全県同一ではない。

注3 県民所得の「企業所得」には、民間法人企業のほか、公的企業、個人企業が含まれる。

注4 端数処理の関係で、各数値の計と合計額は一致しない。

県民経済計算における民間法人企業所得の推計方法

各県毎の「民間法人企業所得」は、各県が作成している「課税状況調」中、法人事業税の「所得」欄の数値をベースに推計している。

○県民経済計算の推計方法

- ・内閣府が推計方法として例示している「県民経済計算標準方式」等により各県が推計。
- ・推計方法は必ずしも全県同一ではなく、計数の県間比較にあたっては留意が必要。

「県民経済計算標準方式」による民間法人企業所得の計算式

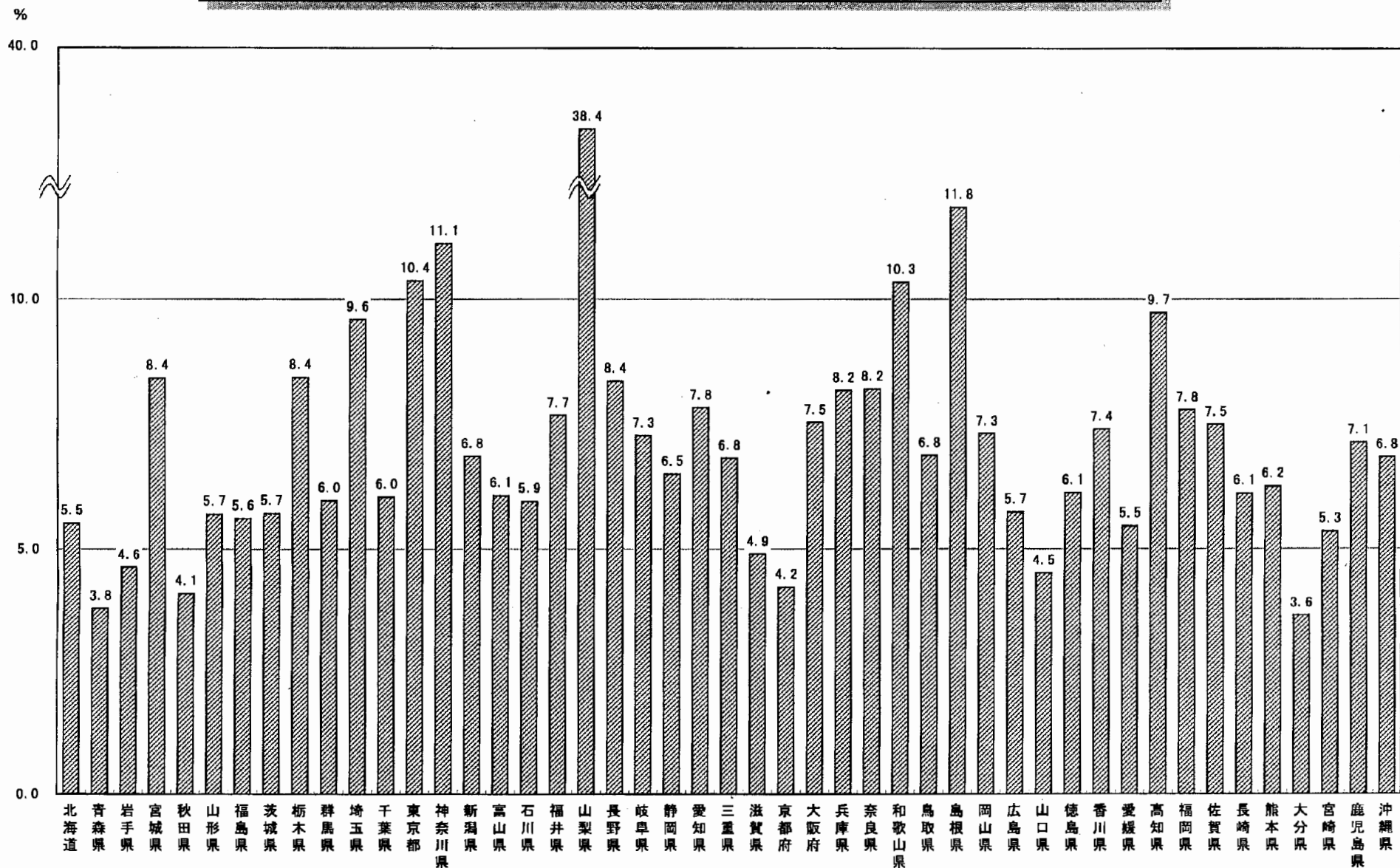
民間法人企業所得

= 民間法人企業所得(法人企業の分配所得受払前)[※] - 法人企業の分配所得の純支払

※民間法人企業所得(法人企業の分配所得受払前) = (法人所得 × 年度転換比率) + 控除額等 + 寄附金

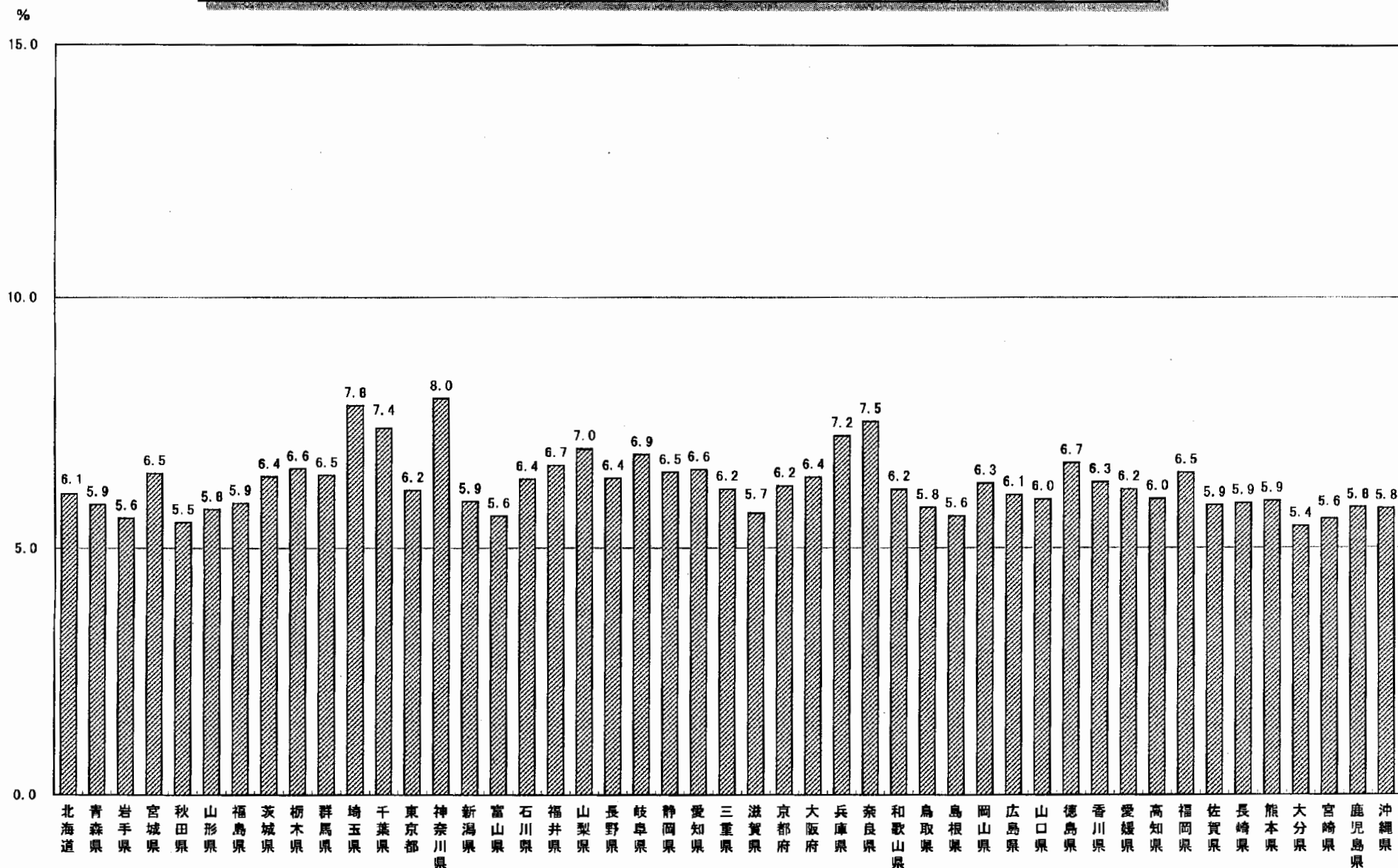
- ・ 法人所得: 「課税状況調」中の所得課税法人所得、収入金額課税法人所得、非課税事業法人所得を合算
- ・ 年度転換比率: 法人事業税と県民経済計算の対象期間の不一致を調整するもの
- ・ 控除額等: 繰越欠損金当期控除額 + 税法上所得控除額 - 欠損会社欠損金
- ・ 寄附金: (法人所得 + 控除額等) × 寄附金比率

企業所得に対する法人事業税の割合（平成16年度）



- (注) 1 法人事業税の税収額は、超過課税分を除いたものである。
 2 企業所得（『県民経済計算』による）は、県民所得の企業所得のうち民間法人企業に係るものである。
 3 企業所得の数値は各県がそれぞれ「県民経済計算標準方式」（内閣府）に基づき作成したものであるが、その推計方法は必ずしも全県同一ではない。

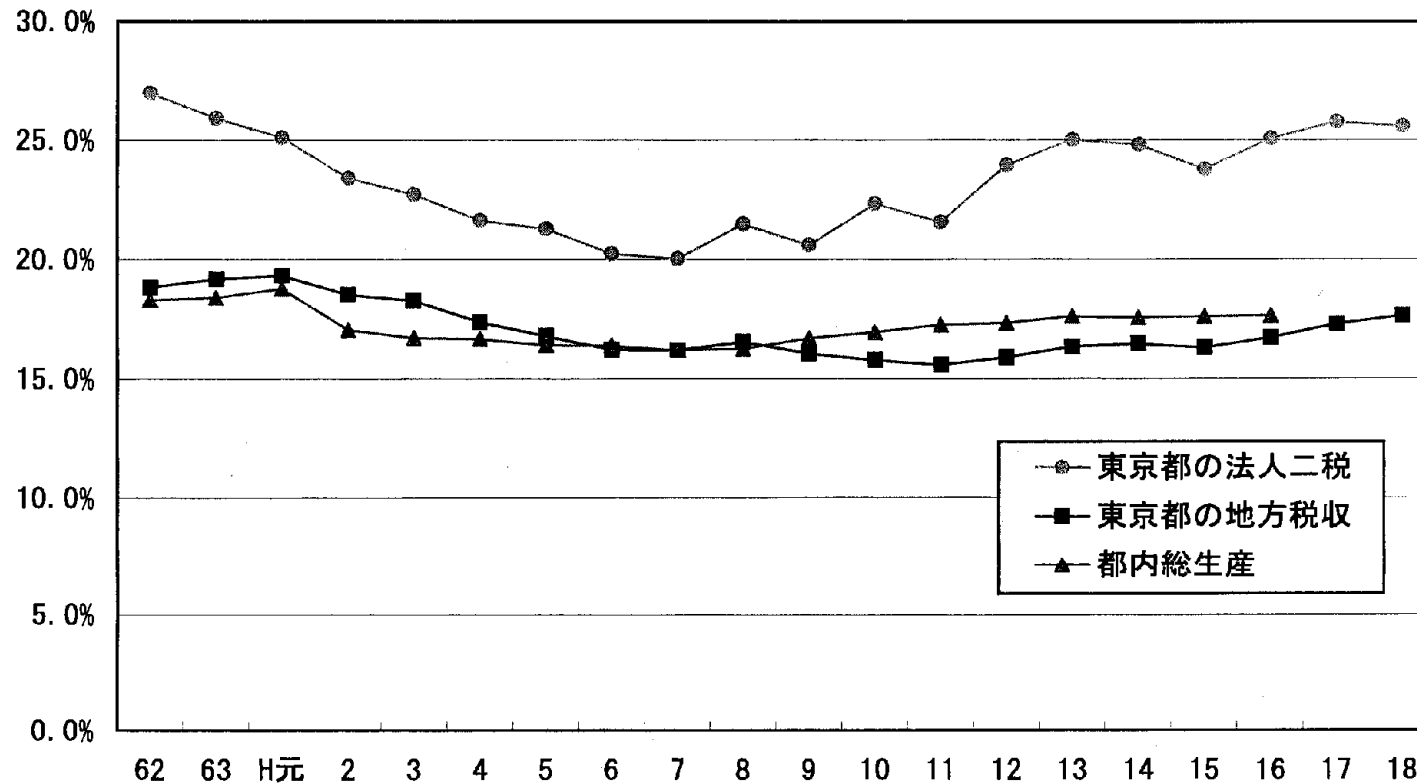
県内総生産に対する地方税収額の割合（平成16年度）



(注) 1 地方税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

2 県内総生産（『県民経済計算』による）の数値は各県がそれぞれ「県民経済計算標準方式」（内閣府）に基づき作成したものであるが、その推計方法は必ずしも全県同一ではない。

東京都の地方税収及び都内総生産の全国シェアの推移



- (注) 1 東京都の地方税収又は都内総生産の額の全国の地方税収又は県内総生産の額に占める割合を算出したものである。
 2 都内総生産等の数値は『県民経済計算』による。県民経済計算の数値は各県がそれぞれ「県民経済計算標準方式」(内閣府)に基づき作成したものであるが、その推計方法は必ずしも全県同一ではない。
 3 地方税収は、都道府県税収と市区町村税収の各年度の決算額の合計であり、超過課税及び法定外税を除いたものである。
 4 法人二税の税収は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたものである。
 5 平成18年度の税収は決算見込額による。

コンビニエンスストア(フランチャイズ形態)業界の規模

○ 主要事業者9社の本部会社の所得に係る地方法人課税の税収は約280億円

- ・ コンビニエンスストア全体の売上に占める主要事業者9社のシェアは9割
- ・ フランチャイズチェーン全体の売上に占めるコンビニエンスストア全体のシェアは4割

〔コンビニエンスストアの主な事業者の状況〕

業種	本部会社	合計 店舗数 (A)	FC 店舗数 (B)	直営 店舗数	FC率 (B)/(A)	売上高 (億円)	税引前利益 (億円)	本社所在地
コンビニエンスストア	A社	11,735	10,730	1005	91.4%	5,170	1,659	東京都
	B社	8,564	8,093	471	94.5%	2,560	370	東京都
	C社	6,501	6,143	358	94.5%	1,941	236	東京都
	D社	5,104	4,506	598	88.3%	1,835	182	東京都

(参考)

食品小売・外食	E社	3,828	996	2,832	26.0%	3,550	25	東京都
	F社	2,244	1,262	982	56.2%	1,213	123	福岡県
小売(食品除く)	G社	402	399	3	99.3%	2,033	177	東京都
サービス	H社	67	62	5	92.5%	510	60	大阪府
ファミリーレストラン	I社	2,575	0	2,575	0.0%	2,796	117	東京都
	J社	582	3	579	0.5%	963	27	東京都

1 コンビニエンスストア主要9社の店舗ベース売上合計:6兆6,631億円……①

2005年度の全コンビニエンスストア(33チェーン)の店舗ベース売上合計:7兆4,391億円……②

2005年度の全フランチャイズチェーン(1,146チェーン)の店舗ベース売上合計:19兆3,888億円……③

主要事業者9社のシェア(①/②)= 89.6% フランチャイズチェーンにおけるコンビニエンスストアのシェア(②/③)= 38.4%

2 地方法人課税(約280億円)は主要9社の税引前利益の合計額に標準税率を乗じて試算している。

3 本部会社は、本社所在地以外にも地域統括本部等の事務所を有しており、本社所在地以外の地方団体にも地方法人課税を納税していることに留意。

[出典]・「主要事業者9社」:2003年帝国データバンクの実態調査によるコンビニエンスストアの売上高の上位9社

・「全コンビニエンスストアの店舗ベース売上高」、「全フランチャイズチェーンの店舗ベース売上高」:(社)フランチャイズ協会調べ

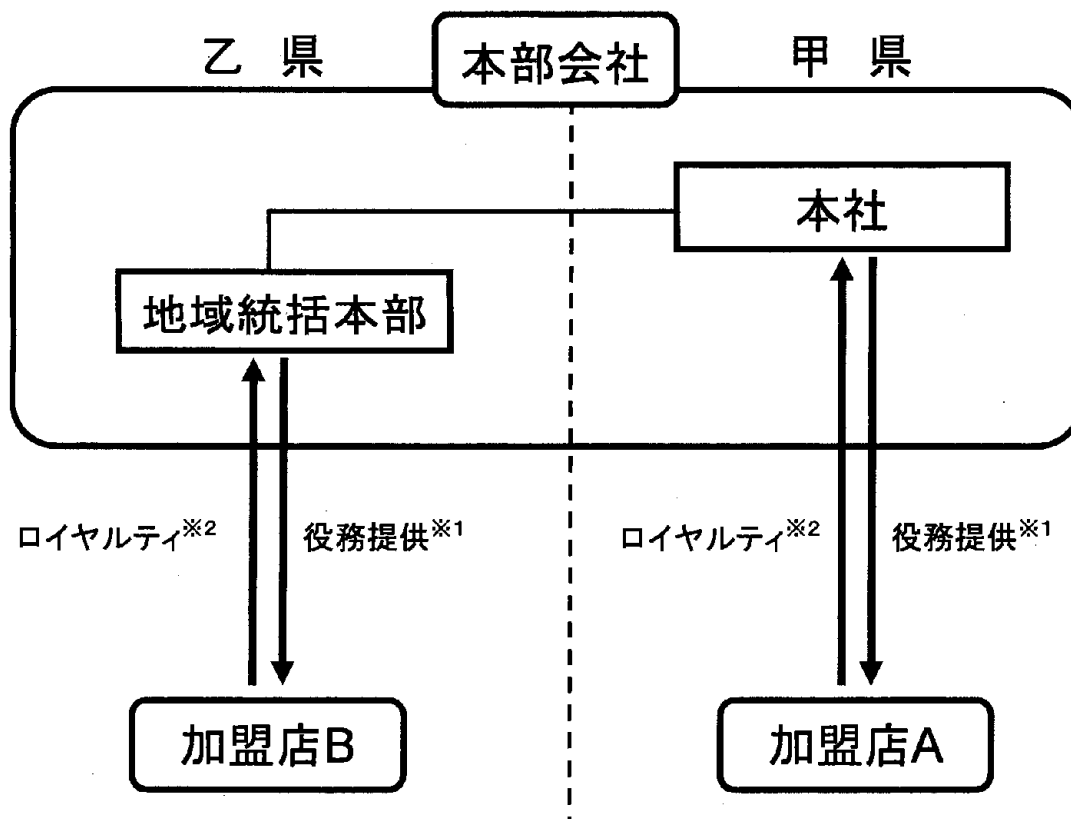
・「主要事業者9社の店舗ベース売上合計」:各社の2005年度の有価証券報告書等

・表中「店舗数」、「売上高」、「税引前利益」、「本社所在地」:各社の平成19年2月期、3月期又は直近の有価証券報告書等

フランチャイズ形態における本部会社と加盟店の関係

フランチャイズ形態における税収帰属の問題を論じる際には、以下の点を踏まえることが必要。

- [ロイヤルティ収入 — 加盟店に対する役務提供の費用] が本部会社の所得となる。
- 本部会社は地域統括本部等の事務所を有しており、分割基準により本社所在地以外の地方団体にも納税している。
- 加盟店は、それぞれ所在地方団体に個人又は法人所得課税等の地方税を納税している。



※1 役務提供の例

- ・ 運営マニュアル等販売ノウハウの提供
- ・ 店舗巡回指導
- ・ オリジナル商品の開発
- ・ 流通網・配送体制の提供
- ・ 販促資材の提供や宣伝広告
- ・ 教育研修
- ・ 会計業務代行
- ・ 建物、冷蔵庫、大型機械等のレンタル 等

※2 ロイヤルティ

- ・ 業界最大手のコンビニエンスストアの例
売上総利益の43%~76%。
- ・ 契約の類型により、店舗の賃借料の要素が含まれているものもある。

